

2021年12月23日

2022年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク

都議会生活者ネットワーク 2022年度予算要望

【重点項目】	3
【一般項目】	
●ポストコロナと感染症対策	5
●子どもの育ちを応援	5
(1)子どもの権利の保障と貧困対策 (2)保育 (3)放課後対策 (4)子育て支援と虐待防止 (5)社会的養護	
●子どもの学び	6
(1)子どもが学ぶ権利の保障 (2)教育の質 (3)教育施設・設備 (4)都立学校 (5)特別支援教育 (6)私学振興 (7)文化・スポーツ	
●自分らしく働き、暮らせる社会	9
(1)雇用 (2)もう一つの働き方 (3)若者支援	
●持続可能な環境政策	10
(1)気候変動対策 (2)水循環・緑 (3)有害化学物質対策 (4)廃棄物対策	
●ジェンダー主流化と多様性の尊重	12
(1)ワークライフバランス (2)セクハラ、DV、性暴力対策 (3)生涯にわたる性と健康の権利 (4)SOGI	
●誰もが安心して暮らせる地域	13
(1)高齢者支援 (2)生活困窮者 (3)ひとり親家庭 (4)動物との共生	
●障がい者(児)福祉	15
(1)障がい者の自立と社会参加 (2)精神障がい者 (3)発達障がい者(児) (4)高次脳機能障がい者(児) (5)難病対策	
●命を育む食	16
(1)食品安全 (2)放射能汚染対策 (3)消費者行政	

●環境と共生する産業	17
(1)都市農業 (2)林業	
●災害に強いまち	18
(1)避難所 (2)災害弱者対策 (3)防災まちづくり	
●持続可能な都市	19
(1)ユニバーサルデザインのまちづくり (2)都市計画 (3)住まい (4)交通と自転車利用	
●自治・分権	20
●平和・人権・多文化共生	20
(1)安全・平和 (2)国際協力と多文化共生	

【重点項目】

新型コロナウイルス感染症対策

- 1 自宅療養者の死者をなくすために、病院が確保したコロナ病床すべてを使用可能にして患者を受け入れるとともに、空床情報を一元化・可視化することで入院のスピードアップを図る。

子ども・若者を応援する

- 1 「東京都子ども基本条例」を広報、啓発するとともに、条例を活かし子どもに係わる施策には子どもが参加・意見表明するしくみをつくる。
- 2 子どもの権利救済・調整を図るとともに、意見具申でき制度改善につなげられる「子どもコミッショナー」を設置する。
- 3 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 4 外国にルーツをもつ子どもに対する教育を充実させるために実態調査を行う。
- 5 医療的ケアが必要な子どもが地域の学校で学ぶことができるよう、看護師を配置する自治体に財政支援を行う。さらに、送迎が必要な場合の支援も実施する。
- 6 地場産のエコ農産物を学校給食に取り入れ、取り入れた量に応じて補助する。
- 7 虐待などによる一時保護の長期化を防ぐ。また、一時保護施設での子どもへの処遇を改善する。
- 8 成人年齢が18歳になることを踏まえ、契約などの消費者教育をはじめ、労働法制などの基本的な知識を身につける機会をつくる。
- 9 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させるとともに、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。

高齢者も障がい者もともに地域で暮らす

- 1 ケアラー支援条例を制定する。
- 2 居住支援法人やNPOと連携し、公営住宅を含めて生活困窮者が利用できる住居を確保する。
- 3 障がい者が自由に外出できるように、移動サービスを確保する。

ジェンダー平等と多様性を尊重する

- 1 あらゆる政策をジェンダー平等の視点で見直す。
- 2 同性パートナーシップ制度は、当事者参画でつくる。
- 3 外国人労働者の労働相談は、多言語対応ができるように常勤の通訳を配置するとともに、職員や専門家等の増員など、相談体制を拡充する。

持続可能なまちづくり

- 1 福祉のまちづくり条例を活かし、ユニバーサルデザインの面的整備を進める。
- 2 東京を「ゼロエミ都市」に変えるため、まずは公共施設と公営住宅をすべてZEB化し、住宅においてもZEH化を図る。
- 3 都営住宅を含む都有施設すべてに太陽光発電を設置もしくは屋根貸しを導入する。
- 4 都有施設に給水スポットを積極的につくり、マイボトルを普及する。
- 5 野川流域河川整備計画に基づき、市民参加で整備を進める。

【一般項目】

●ポストコロナと感染症対策

- 1 自宅療養者の死者をなくすために、病院が確保したコロナ病床すべてを使用可能にして患者を受け入れるとともに、空床情報を一元化・可視化することで入院のスピードアップを図る。
- 2 検査および治療について、保健所や自治体が地域の医師会と連携を強化するよう、東京都医師会に働きかける。
- 3 感染症対策を担う保健所の医師、保健師等の人員増と体制を強化する。
- 4 新型コロナウイルスにより経済状況が悪化し困窮している人への支援制度を構築し、早急に救済につなげる。
- 5 高齢者や障がい者をケアする家族が感染したとき、ケアを継続するためにケア付き宿泊施設を整備する。
- 6 日本で暮らす外国人への情報提供と相談を充実する。

●子どもの育ちを応援

(1) 子どもの権利の保障と貧困対策

- 1 「東京都子ども基本条例」を広報、啓発するとともに、条例を活かし子どもに係わる施策には子どもが参加・意見表明するしくみをつくる。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化する。
- 3 子どもの権利救済・調整を図るとともに、意見具申でき制度改善につなげられる「子どもコミッショナー」を設置する。
- 4 子どもの意見表明を大切にし、子どもの声を代弁するアドボカシー制度を導入する。
- 5 スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し福祉施策とつなぎ、子どもの貧困対策をすすめる。
- 6 子ども食堂やフードバンク、フードパントリーなど、地域の活動を支援する。また、その活動拠点の固定資産税を減免する。
- 7 給付型奨学金制度を充実させる。

(2) 保育

- 1 保育の質と環境を確保するために、施設規準を堅持する。保育士の賃金などの処遇を改善し、研修を強化する。また、保育士への家賃補助を継続する。
- 2 医療的ケア児を含む障がい児の受け入れを拡大する。
- 3 認可外保育園については、年間を通して園の運営を安定的に行うことができるよう支援する。

(3) 放課後対策

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 東京都が進める「都型学童クラブ」の大規模化を改善する。
- 3 障がい児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える放課後デイサービス事業への支援を拡充する。

(4) 子育て支援と虐待防止

- 1 予期せぬ妊娠やリスクの高い未受診妊婦が相談しやすい体制をつくり支援する。
- 2 都立病院で匿名での出産を受け入れるとともに、ベビーボックスをつくり子どもの命を守る。
- 3 妊娠期から、切れ目なくSOSを受け止めるしくみをつくり、うつや自殺を未然に防ぐ支援体制を拡充する。
- 4 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させるとともに、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 5 児童相談所と地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化し、子どもの命を守る。
- 6 虐待などによる一時保護の長期化を防ぐ。また、一時保護施設での子どもへの処遇を改善する。
- 7 保護を求める子どもを24時間体制で必ず受け入れる場所を確保する。
- 8 児童相談所の区設置について、人材と財源を確保し積極的に支援する。また、多摩地域の児童相談所を増やす。
- 9 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 10 「乳幼児死亡検証制度」を設け、乳幼児の死因を検証する。

(5) 社会的養護

- 1 特別養子縁組や里親の登録及び委託を増やす。そのために、里親制度の広報や働きかけを工夫する。
- 2 養育家庭を支援するため、養育家庭への研修・相談機能を強化する。
- 3 児童養護施設退所者等への自立に向け、自立援助ホーム拡充や住居・生活・就学・就労の支援制度の充実をすすめる。
- 4 子どものルーツを知る権利を保障する。

●子どもの学び

(1) 子どもが学ぶ権利の保障

- 1 子どもの学びの場・公教育において、「東京都こども基本条例」を広報、啓発する。
- 2 子どもの権利を尊重した学校運営を行う。
- 3 給食費を無償にする。
- 4 ヤングケアラーが抱える課題への理解を深め、ヘルパー派遣など支援するしくみをつくる。

- 5 スクールソーシャルワーカーを常駐させる。
- 6 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 7 夜間中学は、希望する人をすべて受け入れ、個々の学びの進度に合わせて支援する。
- 8 外国にルーツをもつ子どもに対する教育を充実させるために実態調査を行う。
- 9 日本語を母語・母国語としない子どもの教育には日本語専門の教員を充て、日本語指導を充実し、高校や大学に進学できるよう支援する。
- 10 日本語学級の支援は、期間を設けず必要に応じて支援する。
- 11 NPOや大学生・留学生等を登録し、日本語指導の人材を拡充する。
- 12 年齢に応じたプログラムで、人権教育、性教育、情報リテラシー教育を行う。
- 13 人権尊重を基盤とした包括的性教育を東京都の「性教育の手引き」に入れる。
- 14 SOGIの理解を進めるように人権の視点で取り組む。
- 15 毎年実施している「体罰等の実態把握」の調査は、被害者の不利にならないようにしていぬいに行う。
- 16 統合失調症など思春期に発症しやすい精神疾患に対する理解を深めるため、中学校・高校での精神保健に関する授業を行う。
- 17 食育や環境など社会的な教育をNPOによる出前授業で進める。

(2) 教育の質

- 1 すべての学年において少人数学級を実施する。
- 2 複数担任制やTTなど柔軟な職員配置で、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 学校図書館に専任の司書を配置する。また、栄養士の全校配置と栄養教諭の増員を進める。
- 4 学校給食に地場産のエコ農産物を積極的に活用する。遺伝子組み換え食品やゲノム編集応用食品は使わない。また、アレルギー対策を進める。

(3) 教育施設・設備

- 1 教育環境におけるユニバーサルデザインを促進し、地域に開かれた社会資源として、都立学校も含めた学校施設を開放する。
- 2 学校の省エネ・再エネ施策をさらに進める。
- 3 学校のトイレは、性別にとらわれない個室を整備するよう助成を増やす。

(4) 都立学校

- 1 成人年齢が18歳になることを踏まえ、契約などの消費者教育をはじめ、労働法制などの基本的な知識を身につける機会をつくる。
- 2 誰もが希望する高校に入学できるようにする。
- 3 外国人や帰国子女が希望する学校に全員入学できるようにする。入学試験では母語での受験を可能にし、入学後は日本語支援をする。
- 4 高校中退を防ぐために、ユースソーシャルワーカーの拡充や若者相談窓口、居場所づく

りの支援をはかる。

- 5 防災訓練は、自衛隊で実施しない。
- 6 チャレンジ校に「校内居場所カフェ」をつくる。
- 7 生徒会を中心にブラック校則を見直す。
- 8 通信制高校も含めて、タブレットを無償貸与する。

(5) 特別支援教育

- 1 医療的ケアが必要な子どもが地域の学校で学ぶことができるよう、看護師を配置する自治体に財政支援を行う。さらに、送迎が必要な場合の支援も実施する。
- 2 インクルーシブ教育を行うため、地域の学校に作業療法士を配置する。
- 3 特別支援教室の教員や在籍学級の支援員を増やす。
- 4 特別支援学校においては、障がいの特性に応じた教育が受けられるよう工夫する。在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即して教室を増やし、学校施設の整備を早急に行う。
- 5 肢体不自由児特別支援学校においては、教員と学校介護職員の配置基準を見直し、教員数を確保する。また介護職員の研修を計画的に実施する。
- 6 同性介助にも配慮した教職員の採用・配置を進める。
- 7 障がい児の放課後活動・余暇活動を支援するとともに、緊急一時保護・短期入所施設を拡充する。
- 8 病院内の院内学級を拡充する。また、私立学校に通う子どもが学校を辞めずに院内学級で学べるようにする。
- 9 医療的ケア児も含めて、ICTを活用し自宅でも学べる環境をつくる。
- 10 学校周辺の通学路・歩道等の整備を行い、駅等の公共交通機関に障がいに関する情報提供と改善を働きかける。また、特別支援学校最寄駅へのホームドア設置を優先させるよう鉄道会社に働きかける。

(6) 私学振興

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、保護者負担事業費補助の拡充と増額をする。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎や体育館の改修や耐震化、省エネ設備等の補助を充実する。
- 3 子どものいじめなどに対応するため、私学に通う児童・生徒にも権利擁護専門相談事業をPRするカードの配布を継続し、活用できるようにする。
- 4 朝鮮学校にも「私立外国人学校運営費補助金」を復活する。

(7) 文化・スポーツ

- 1 小・中学生や障がい児が本格的な音楽や演劇に触れる機会を増やす。
- 2 地域スポーツクラブの普及、促進を図り、支援策を強化する。
- 3 障がい者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域

の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備の改善を進める。

- 4 文化施設の女性用トイレを増設し、男女用とも和式トイレをすべて洋式として刷新する。また、介助用ベッドの設置やだれでもトイレ、障がい者用トイレを増やす。

●自分らしく働き、暮らせる社会

(1) 雇用

- 1 若者やシングルマザーの正規雇用を進めるために、付加価値の高い職能訓練の定員や回数を増やすとともに、相談事業を充実する。
- 2 長時間労働を見直し、通勤時間がないテレワークやワークシェアリングを進めるため、コワーキング・スペースやサテライト・オフィスの設置を支援する。
- 3 低利の融資制度や相談など、女性や若者が起業しやすい環境づくりを進める。
- 4 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現を進める。
- 5 男女の賃金格差をなくすよう、民間企業に働きかける。
- 6 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、SOGIハラスメントを防止するため、事業者への普及啓発を進める。
- 7 外国人労働者の労働相談は、多言語対応ができるように常勤の通訳を配置するとともに、職員や専門家等の増員など、相談体制を拡充する。
- 8 発達障がい者の就労・労働相談の体制を拡充する。
- 9 ブラック企業の解雇や過酷な労働環境に対応するため、街頭労働相談の回数や箇所を増やすとともに、普及啓発と支援体制を充実する。
- 10 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。
- 11 建設国民健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

(2) もう一つの働き方

- 1 就職が困難な人が働ける場を地域に生み出す社会的企業等、共に働く場としてのソーシャルファームを支援する。
- 2 一般就労が困難な人に対して、支援付き就労である「中間的就労」の場を提供するNPOや民間団体などへの支援をする。
- 3 NPOやソーシャルビジネスを展開する団体に、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行う。
- 4 市民自らが出資し働く場をつくり、地域で必要とされる事業をつくり出すワーカーズ・コレクティブという働き方を周知するとともに、創業支援策の対象に位置づける。
- 5 多世代交流と生きがい就労を生み出す居場所カフェなど、多様な地域コミュニティづくりを支援する。
- 6 市民出資や市民金融で、市民の活動を支援するしくみをつくる。
- 7 労働者協同組合法施行にあたり、法人設立のための相談窓口をつくる。

(3) 若者支援

- 1 給付型の奨学金制度を拡充する。
- 2 若者の再出発を支えるために、リスタートプレイスの周知徹底と充実をはかる。
- 3 「若者サポートステーション」が中学・高校、自治体と連携して活動できる体制を拡大する。
- 4 ひきこもり状態の長期化を防ぐため訪問相談の回数を増やし、ピアサポーターを活用するなど、家族を含めて支援する。
- 5 少女たちが犯罪やJKビジネスに巻き込まれないよう、居場所や相談窓口、シェルターを継続できるよう支援する。
- 6 SNSなどで犯罪に巻き込まれないよう、情報リテラシー教育を徹底する。
- 7 AYA世代のがん患者に関する知識や経験、知恵を蓄積・共有するしくみを構築し、患者とその家族を支える。

●持続可能な環境政策

(1) 気候変動対策

- 1 東京を「ゼロエミ都市」に変えるため、まずは公共施設と公営住宅をすべてZEB化し、住宅においてもZEH化を図る。
- 2 キャップ&トレード制度における温室効果ガス削減義務率を引き上げるとともに、さらに高い長期目標を立てる。
- 3 都内自治体と他県自治体とのエネルギーの地域間連携の取り組みを支援する。
- 4 都営住宅を含む都有施設すべてに太陽光発電を設置もしくは屋根貸しを導入する。
- 5 ビルの屋上緑化や空調機器の上を使ったソーラーシェアリングによって、太陽光発電をさらに進める。
- 6 自治体による再生可能エネルギーの賦存量調査を支援する。
- 7 都有施設に電力を供給する電力会社を、低圧の施設も含めて、再エネ電源比率などを考慮してスイッチングする。
- 8 省エネや再生可能エネルギーの重要性について、有償の外部人材を活用し学校で教える。
- 9 都内で発生する膨大な食品廃棄物を下水処理場でメタン発酵させ、発生したバイオガスで発電する「次世代清掃工場」の建設を検討する。
- 10 建築物の断熱性能を確認するため、放熱状況を上空から測定し地図上で表示する「サーモグラフィーマップ」を作り、地域における建物断熱強化を支援する。
- 11 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に使用されているフロン類について、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン化を推進する。

(2) 水循環・緑

- 1 総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定し、地下水・湧水の保全や復活に向けた区市町村の取り組みを支援・連携する。

- 2 国分寺崖線等の保全を広域連携で進めるとともに、地下水保全のために崖線地域では地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 3 雨水の地下浸透適地では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マス^①の設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。地域を問わず、雨水貯留槽^②の設置助成制度を拡充し、雨水利用を進める。
- 4 道路に降った雨を街路樹などの植え込みに引き込んだり、都立公園内に雨をためる仕組みを取り入れたレインガーデン^③をつくり、グリーンインフラ^④のまちづくりを進める。
- 5 多摩地域で使用を中断している水源井戸の補修や掘り替えを積極的に進め、認可水源である多摩地域の地下水を、都の保有水源に組み入れる。
- 6 谷戸・湧水・雑木林等が一体となって多様な生物が生息できる貴重な自然環境を、里山保全の拠点として保護するため、早急に緑地保全地域の指定を行う。
- 7 市民緑地制度や特別緑地保全地区への助成などあらゆる制度の活用が進むよう、区市町村を支援する。
- 8 生物多様性地域戦略を市民参加で進め、都立公園や玉川上水の計画的な保全を図る。
- 9 P F A S (有機フッ素化合物)が検出された水源井戸は、原因を究明するとともに活性炭で浄化して活用する。
- 10 1,4 - ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。
- 11 野川流域河川整備計画に基づき、市民参加で整備を進める。

(3) 有害化学物質対策

- 1 「香害」などの化学物質過敏症の実態調査をする。都立施設や学校での香害対策を進める。
- 2 新たな化学物質過敏症を防止するため、柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目にするよう国に働きかける。
- 3 香料の成分表示を消費者にわかりやすい表記で行うことを義務つける。
- 4 新たな化学物質が増えており、都独自の基準を設けるなど2002年～2004年に策定した「化学物質の子どもガイドライン」を抜本的に見直す。
- 5 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施するとともに、P R T R法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへの対応策について調査し、安全を確保する。
- 6 都の施設の洗浄剤を合成洗剤から環境負荷の少ない石けんに替える。
- 7 人体に有害なグリホサート等を主成分とする除草剤を子どもが接する学校や公園、通学路において使わない。
- 8 所有地の除草は、除草剤を使うのではなくヤギを放して行う。
- 9 アスベスト対策については、アスベスト台帳を作り、解体時の飛散防止を徹底する。適正な除去工事を進めるため、助成制度をつくる。
- 10 都立病院でアスベストの専門外来を実施する医療機関を拡充する。
- 11 P F A S (有機フッ素化合物)の汚染実態を知るため、横田基地や消防庁の泡消火剤の状況を調査するとともに、P F A Sの使用禁止を国に働きかける。
- 12 子ども基準の「電磁波対策」を早急に構築し、アンテナ基地局の設置について情報公開

を義務付け、電磁波測定による数値を公表する。

- 13 都市計画道路沿線に大気汚染や騒音等を常時測定する装置を設置する。

(4) 廃棄物対策

- 1 マイクロプラスチック削減のため、プラスチック全量リサイクルに向けて、リサイクルしやすい材質への変更を事業者に働きかける。
- 2 ワンウェイ容器ゼロをめざし、リターナブルびんの利用拡大など、リユース容器を推奨する。
- 3 都有施設に給水スポットを積極的につくり、マイボトルを普及する。
- 4 ペットボトルのデPOSIT制度を導入する。
- 5 各自治体のごみ出しルールについて多言語で提供するアプリを開発する。
- 6 家庭や事業所などから排出される蛍光管、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 7 水銀の使用削減と廃棄の際の分別を強化するよう、事業者を指導する。また、焼却場等における観測体制を継続し、水銀が焼却された場合、速やかに対処する。
- 8 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を都内で行う。
- 9 紙おむつの処理は、下水道に流すのではなく、リサイクルの研究を支援する。

●ジェンダー主流化と多様性の尊重

(1) ワークライフバランス

- 1 あらゆる政策をジェンダー平等の視点で見直す。
- 2 男女がともに経済的・生活的自立がはかれるジェンダー・人権教育を幼児期から生涯にわたって行う。
- 3 審議会などの市民委員の女性比率目標値の達成年を具体的に定めて50%をめざす。
- 4 公立学校の校長、副校長をはじめ管理職の男女比が均等になるよう女性を増やす。
- 5 男女平等参画審議会を常設にし、「男女平等参画推進総合計画」の進行管理をする。
- 6 男性が十分に育児に関われる育児休業制度取得を義務化する「パパ・クォータ制」の導入を進める。
- 7 時間の使い方を選択として短時間勤務など、正規雇用でも時間を選んで働くことができ、キャリアアップも可能にするパートタイム正社員の導入を進める。

(2) セクハラ、DV、性暴力対策

- 1 ワンストップ性暴力救済センターを充実する。また、相談窓口を多摩地域の都立病院の中に設置し、適切な処置とケアが受けられるようにする。
- 2 性暴力被害についての相談は、性別、性自認・性的指向などを問わず、被害者に寄りそって行う。
- 3 DV・性犯罪・ストーカー被害者の二次被害防止と個人情報保護を徹底するよう、警察や医療関係者などへの研修を行う。

- 4 利用者が安心して利用できる公的シェルター・民間が運営するシェルターへ人件費も含めた運営費の補助を都の責任で行い、DVシェルターを拡充する。
- 5 行き場のない若年女性を性暴力被害やJKビジネスから守る支援体制を充実する。
- 6 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、性暴力防止や支援にかかわる人材育成をサポートする。
- 7 学校教育の中でデートDVも含めて「DVは犯罪である」という認識を広げる。
- 8 DV加害者の再発防止のためにDV加害者更生プログラムを義務づける。

(3) 生涯にわたる性と健康の権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

- 1 予期せぬ妊娠や10代の妊娠などの相談に対応するため、「妊娠相談ほっとライン」を周知するとともに、医療等他機関につなぎ支援を充実する。また、学校生活を継続できるよう支援体制を充実させる。
- 2 アフターピルを薬局で入手できるよう国に働きかける。
- 3 増加傾向にあるエイズや梅毒撲滅のため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できるようにする。
- 4 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん対策に、NPOや市民団体と連携して普及啓発し、健診の受診率を目標の50%に向けて取り組む。
- 5 HPVワクチンについては、副反応被害実態調査・追跡調査をする。また、被害生徒が適切な支援を受けられる相談体制を整える。性教育の中でリスクも含め、公正で十分な情報提供を行い、接種を義務化させない。

(4) SOGI

- 1 同性パートナーシップ制度は、当事者参画でつくる。
- 2 人権尊重条例に基づく基本計画を当事者が参画してチェックする場をつくる。
- 3 SOGIに対する偏見・差別をなくすよう、啓発・相談事業を拡充する。
- 4 LGBTQのDV被害者の相談体制を拡充しシェルターを確保する。
- 5 入居者要件を緩和し、同性カップルも都営住宅に入居できるようにする。
- 6 キャリア教育等で、性の多様性も想定しロールモデルを見つけられるようにする。
- 7 申請や証明書などでの不要な性別欄をなくす。

●誰もが安心して暮らせる地域

(1) 高齢者支援

- 1 ケアラー支援条例を制定する。
- 2 ダブルケア、老々介護、介護離職など、ケアラーが抱える複合課題に応じた支援システムを構築する。
- 3 介護に携わる人材の専門性を高める研修を充実するとともに、報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図り、介護離職ゼロを実現する。
- 4 住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを拡充す

る。

- 5 訪問介護等に使用する車両が駐車できるように、都営住宅の空いた敷地を提供する。
- 6 公有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。
- 7 介護ロボットやIT、AI導入は、介護従事者の負担軽減を目的に、財政支援を進める。
- 8 在宅での看取りについて、医療体制整備と家族への普及啓発を進める。
- 9 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 10 デイサービス等において、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを支援する。
- 11 第三者評価システムの評価者の養成をすすめ、事業所の義務化・補助金を検討し、利用者本位の福祉の実現を図る。

(2) 生活困窮者

- 1 住居がない人への一時宿泊施設を継続的に確保する。
- 2 居住支援法人やNPOと連携し、公営住宅を含めて生活困窮者が利用できる住居を確保する。
- 3 生活保護申請した場合にあっせんされる施設が、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているか立ち入り調査を行い、定期的チェックを行う。
- 4 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 5 NPOや生協が行う生活困窮者や多重債務者への相談活動などを支援する。
- 6 ホームレスの安定した生活を確保するために、地域生活をサポートするNPO等を支援する。

(3) ひとり親家庭

- 1 非正規雇用から正規雇用につなぐ支援を行う。
- 2 職住近接を図る視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充する。
- 4 離婚後の養育費が確実に支払われるよう、制度を整える。
- 5 父子家庭への支援を強化する。

(4) 動物との共生

- 1 ペットと同行避難できる避難所を整備するとともに、動物病院に協力を要請する。
- 2 未利用公有地をドッグランに開放する。

●障がい者(児)福祉

(1) 障がい者の自立と社会参加

- 1 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的に採用するよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチなどの人材を育成する。
- 2 広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を拡充する。
- 3 全介助の重度心身障がい者が地域で生活し続けることができるように、グループホーム・ケアホームを整備するための支援をする。
- 4 重度障がい者(児)が施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進め、ショートステイを身近な地域につくり、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備する。
- 5 重度心身障がい者(児)が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重度心身障がい者(児)に対応する専門性向上のための超重度心身障がい者プロフェッショナルナース養成研修等を充実・推進する。
- 6 障がい福祉サービスを利用していた障がい者(児)が65歳に到達した以降も、引き続き必要な障がい福祉サービスを受けられるよう制度の見直しを国に働きかける。
- 7 乳児を含めた重度障がいの子どもをもつ家庭に対して、訪問看護やレスパイトなどケア体制を拡充する。
- 8 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。
- 9 特別支援学校を卒業する重度心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくり、円滑に実施できるよう補助を増やす。
- 10 人工内耳外部機器への補助をする。
- 11 公共交通車内で災害など緊急時に聴覚障がい者にも情報が伝わるよう、車内放送を文字情報で提供することを事業者に働きかける。
- 12 障がい者が自由に外出できるように、移動サービスを確保する。

(2) 精神障がい者

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、看護師を配置したグループホームやショートステイを増やす。
- 2 精神障がい者の在宅生活を支えるため、24時間体制で生活支援を行う事業を支援する。
- 3 心身障がい者福祉手当を精神障がい者にも拡大し、障がい間格差の是正を進めるとともに、提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神障がい者の相互支援活動(ピアサポート、ピアカウンセリングなど)の施策を拡充する。
- 5 社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。
- 6 精神障がい者の家族への相談支援と一時避難宿泊費補助を充実させる。
- 7 ギャンブル、薬物、アルコールなどの依存症について、相談窓口をつくり支援する場を増やすとともに、啓発や広報を充実させる。
- 8 てんかんについて、就労が続けられるように正しい知識と理解を深めるための広報をする。

(3) 発達障がい者(児)

- 1 発達障がいのある子どもについては、就学前から就労までの切れ目のない支援体制を整える。
- 2 地域の発達障がい者(児)家族の相談や支援を充実させるため、発達障がい者支援センターを拡充し、相談担当者の人材を育成する。

(4) 高次脳機能障がい者(児)

- 1 「東京都障害者施策推進協議会」への高次脳機能障がい者団体から委員・専門委員等を選出する。
- 2 東京都心身障害者福祉センターが実施する高次脳機能障がい者のプログラムを多摩の支援拠点でも実施し、機能を高める。
- 3 区市町村で、相談や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを進めるよう支援する。
- 4 高次脳機能障がいへの理解を進め、社会参加の機会を増やす。

(5) 難病対策

- 1 難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実するとともに、雇用面での偏見差別をなくすための啓発活動を強化する。
- 2 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 3 「難病患者等居宅生活支援事業」の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 4 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 5 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。
- 6 慢性腎臓病については、生活習慣病の予防・早期発見のため、健診の受診率を高める対策を行う。
- 7 透析医療の安全を確保するため、透析医療スタッフの充実と医療ミスや事故の防止と感染症対策の行政指導を強化する。
- 8 増加する要透析患者に対応するため、療養病床増床計画を推進する。
- 9 肝硬変・肝がんの医療費助成を外来も含めすべてを対象にする。また、がん検診に肝がん検診も対象とする。
- 10 骨髄移植ドナー支援制度が都内全自治体で導入されるように支援する。
- 11 がん検診は、少量の血液や尿で多くのがんを発見できる検査に変える。

●命を育む食

(1) 食品安全

- 1 東京都食品安全推進計画に、消費者が主体的に選択できるような食品表示の適正化、健

康被害・悪影響の未然防止・拡大防止、新たなリスクに対応するための迅速な見直し等の視点を盛り込む。

- 2 消費者が安全な食品を選べるように、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションを充実する。
- 3 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 4 原料に含まれる遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物の表示を国に働きかける。

(2) 放射能汚染対策

- 1 放射能測定や対策については、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染についての学習機会を継続し、個人が的確に判断できるようにしていく。
- 2 加工食品についての抜き打ち検査や、都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。

(3) 消費者行政

- 1 消費生活相談員の研修を充実する。
- 2 ネット通販はクーリングオフの対象外など、契約トラブルの具体的な事例を周知する。
- 3 振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、高齢者を対象にした啓発活動を強化する。
- 4 子どもの事故防止のための専門部署をつくる。

●環境と共生する産業

(1) 都市農業

- 1 地場産のエコ農産物を学校給食に取り入れ、取り入れた量に応じて補助する。
- 2 生産緑地の貸借が可能になったことを活かして、新規就農者への貸し出しをすすめ生産緑地の存続を図る。
- 3 生産緑地も活用し、障がい者団体などが農業の担い手となる農福連携に取り組む。
- 4 都民が農業体験する場として体験農園の拡大や、農業ボランティア・農業講座・クライングルテンなどを増やす。
- 5 農地にソーラーシェアリングの導入を図る。
- 6 東京都エコ農産物認証制度の活用やGAP取得への支援をし、都内で遺伝子組み換え作物やゲノム編集技術応用作物を栽培させない。
- 7 東京都の在来種、江戸東京野菜の種を守るしくみをつくる。
- 8 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及啓発を行う。

(2) 林業

- 1 森林保全のために、水道局の水源林の買収をさらに進める。

- 2 多摩の林業が成り立つように、林道整備を進めるとともに、生産・流通・加工のシステムを整備し、木質バイオマスの活用を促進する。
- 3 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合の優遇策を拡充し利用促進を図る。
- 4 里山保全に取り組む市民活動を支援するしくみを作る。

●災害に強いまち

(1) 避難所

- 1 避難所にスフィア基準を位置付けるとともに、DVや性暴力防止に取り組む。
- 2 災害種別ごとに広域避難のあり方として垂直、分散避難を検討し、実効性のある対策を進める。
- 3 感染症予防等を考慮し、避難所の1人あたりの面積を4㎡以上にする。
- 4 母子や家族単位の避難スペースの確保はテントなどを活用し、体育館での雑魚寝から脱却する。
- 5 トイレトレーラー・コンテナ、キッチンカー、ベッド(段ボールなど)を整備する。
- 6 断水でも使えるおがくずを使う「バイオトイレ」を普及する。

(2) 災害弱者対策

- 1 災害時にも子どもの学び、遊びなどを保障し、心のケアを行う。
- 2 外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に積極的に活用する。
- 3 外国人の防災リーダー養成のため、防災訓練や研修に外国人の声を活かす。
- 4 区市町村と合同で、障がい者など要配慮者も含めた住民参加型防災訓練の回数を増やし、障がい種別ごとの対策を充実させる。
- 5 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材(聴覚障がい者避難所用キット等)を配置し、災害時における情報発信の具体的方法を確定する。
- 6 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について状況を把握し、自治体を支援する。
- 7 人工呼吸器等、生命維持に不可欠な医療を受けている人に対して、一人ひとりの状態に合わせた個別支援計画を策定するよう自治体を支援する。
- 8 自治体・企業と連携して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や帰宅支援ステーションを増やし、要配慮者への支援を普及啓発する。
- 9 都内に受け入れた原発避難者が継続して生活できるよう都の独自支援を行うとともに、福島の子どものための保養活動に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。

(3) 防災まちづくり

- 1 ブロック塀を生け垣に替えるために助成する。

- 2 防災公園に常緑広葉樹を植えて延焼遮断機能を高める。
- 3 都立公園のマンホールトイレやかまどベンチについて、災害時使えるように市民と一緒に訓練し点検する。
- 4 土砂災害を未然に防止するため、斜面地や浸水地域の宅地開発を規制する。
- 5 核物質や毒物・劇物の貯蔵施設、及び学校等における保管状況等の点検を定期的に行い、情報公開する。
- 6 ブラックアウト対策として、地域の施設に小規模な太陽光発電設備とバッテリーを組み合わせた防災給電スポット設置を支援する制度をつくる。

●持続可能な都市

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 1 福祉のまちづくり条例を活かし、ユニバーサルデザインの面的整備を進める。
- 2 自然に触れる外遊びで生きる力を育むため、常設のプレーパークやインクルーシブ公園を増やす。
- 3 UDブロックで歩道の段差を解消する。
- 4 障がい者が利用する大規模施設の最寄駅にはストレッチャーが入るエレベーターを設置できるよう財源措置を行う。
- 5 公共トイレについては使い勝手を考慮し統一した表示を徹底させる。
- 6 障がい者や高齢者の地域での移動を可能にするため、コミュニティバス運行への支援を拡充する。

(2) 都市計画

- 1 東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりで風の道を確保し、東京を冷やす。
- 2 人口減少を見すえて持続可能な都市にするため、開発を抑制し、環境負荷の少ないまちづくりを進める。
- 3 東京都環境影響評価制度は、適用対象を拡大し、計画アセスには、「事業廃止」の選択肢を入れた複数案提示を義務づける。
- 4 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。
- 5 合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬などをさらに拡充する。
- 6 都立公園のトイレを洋式にする。
- 7 東京外郭環状道路は、事故補償と大深度法の見直しを国に求め、事業を中止する。

(3) 住まい

- 1 新築よりもリノベーションなど空き家の活用を優先し、中古市場の活性化を図る。
- 2 空き家を活用したグループホームなどの改築支援を増額する。
- 3 都営住宅をDV被害者などのシェルターとして使えるよう、NPOに貸し出す。
- 4 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。

- 5 民間賃貸住宅を都が借り上げ、住宅困窮者が低家賃で継続して入居を進める。
- 6 住宅セーフティネット制度の家賃補助が利用できる専用住宅を増やし、家賃補助導入自治体を増やすよう区市町村を支援する。
- 7 古い分譲マンションの建て替えを進めるために、コンサルタントを派遣し支援する。
- 8 東京都マンション耐震化促進事業の対象をすべてのマンションに広げる。
- 9 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知する。

(4) 交通と自転車利用

- 1 自転車レーンのネットワーク化を進めるとともに、路面の安全性をチェックする。
- 2 自転車利用を促進するために、特にJRなどの鉄道駅に駐輪場の整備を徹底する。
- 3 電動アシスト付自転車の事故の実態調査を行い未然防止につなげる。
- 4 生協や宅配便等の配送車両については、一時的に駐車できるよう検討する。

●自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な財源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を進め、都区財政調整制度などの抜本的な改革を進める。
- 3 常設の住民投票条例を制定し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 4 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント（市民意見公募）条例をつくる。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加で行う。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。
- 6 高齢者・障がい者が投票しやすくするため、移動式期日前投票所を導入する。
- 7 都の入札参加事業者の格付けに当たっては、CO2削減努力や障がい者雇用率、男女平等推進状況などを考慮した「政策入札」を強化する。
- 8 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用など、働く人の立場に立った「公契約条例」を制定する。
- 9 官制ワーキングプア対策を講じる。

●平和・人権・多文化共生

(1) 安全・平和

- 1 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 2 日米地位協定の抜本的見直しを国に働きかける。
- 3 基地周辺自治体の住民の安全確保のための対策を強化し、落下物事故防止や夜間飛行訓練の中止、飛行制限時間の拡大と飛行回数の削減を求める。
- 4 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回する。また、それ以外の航空機についても、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう働きかける。

- 5 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流を進める。
- 6 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」(多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。
- 7 平和祈念館を整備する。

(2) 国際協力と多文化共生

- 1 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 2 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 3 外国人の相談窓口の拡充や、居住支援、母国語・母語による生活情報・防災情報等を実施する自治体への支援を充実させる。
- 4 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。